

南部町障害者活躍推進計画

令和 7 年 3 月

南部町長

I 策定にあたって

1 策定趣旨

本町では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、これまで障害者雇用に取り組んできました。

令和元年 6 月に、障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。

本町では障害のある職員を含む全ての職員の働きやすい職場づくりに向けて、更なる体制整備や各種取り組みを推進するため、「南部町障害者活躍推進計画」を策定しました。

2 計画期間

計画期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。
毎年 of 任命状況通報により把握・進捗管理を行います。

II 障害者雇用等の目標

1 採用に関する目標

障害者の活躍推進のため、積極的に採用に取り組めます。

毎年 of 任免状況通報により、把握及び進捗管理を行います。

2 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないこととします。障害のある職員が安心して働ける環境づくり等を通じて、職場定着に取り組めます。

III 障害者の活躍推進に向けた取組

1 推進体制の整備

障害者雇用推進者として人事主幹課長を選任します。

障害のある職員が相談しやすい体制となるよう、障害者職業生活相談員、人事担当者等、内容に応じた多様な相談先を確保するとともに、それらの相談先を庁舎内に周知します。なお支援にあたる職員等を対象に、必要な専門知識、技術を習得で

きるよう、国・県などの機関が開催するセミナー、講習会などの受講案内を行い、参加を募ります。

2 職務の選定・創出

現に勤務する障害のある職員や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出についての検討を行います。また障害のある職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

障害のある職員の能力・意欲を有効に発揮できるように、安心して働ける環境を整える必要があることから、障害者に配慮した施設整備及び就労機器の導入を検討します。

募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行いません。ただし、職種・勤務内容によっては、この限りではありません。

- イ 特定の障害を排除し、又は特定の障害の障害に限定する。
- ロ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ハ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ニ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ホ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

4 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。